



第202300320331号

令和6年3月14日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利
(公印省略)

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正
について（協議）

このことについて、別紙のとおり「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱
方針」を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。

担 当：漁業調整課漁業調整担当
本田
電 話：0857-26-7339
ファクシミリ：0857-26-8131

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正について

令和6年3月14日
鳥取県漁業調整課

1 改正の概要

- (1) 許可又は起業の認可の申請に必要な提出書類に「鳥取県漁業調整規則第11条で規定されている許可又は起業の認可についての適格性を誓約（もしくは証明）する書類」を追加する。
- (2) 西部地区の小型機船底びき網漁業（かいけた網）、機船船びき網漁業（さより船びき網、1そうびきいわし船びき網）、こぎ刺網漁業（きすこぎ刺網）に係る共同漁業権に係る許可の条件を撤廃する。それに伴い、「操業区域を共有する共同漁業権者の同意書」の提出を不要とする。
- (3) その他所要の改正を行う。

2 改正の内容及び理由

- (1) 許可又は起業の認可の申請に必要な提出書類の追加

漁業法改正に伴い令和2年に全面改正した鳥取県漁業調整規則において、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示し、その内容に適合する者には、新規の漁業の許可又は起業の認可をすることとなった。

また、同規則では、暴力団排除等の「許可又は起業の認可についての適格性」についても新たに規定された。

新規の許可等に当たっては、漁業へ従事すること（漁業の適格性があること）を確認した上で申請を受け付けることができるよう、許可数の上限の定めのない漁業についても、漁協からの新規の許可等の要望に応じて、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を限定して公示していたが、要望から許可までに2ヶ月近くかかることから、当該漁業の操業の時期を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼす恐れが大きかったため、許可数の上限の定めのない漁業については、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」を「定めなし」とし、申請期間を周年とすることで、随時、許可申請を受け付けることができるようにしたい。（許可実態のない漁業、操業区域が許可要望に応じて決定する漁業等を除く。）

この運用に当たり、「許可又は起業の認可についての適格性」を適切に審査できるよう許可又は起業の認可の申請に必要な提出書類に「許可又は起業の認可についての適格性を誓約（もしくは証明）する書類」を追加する。

（参考）鳥取県漁業調整規則 抜粋

（許可又は起業の認可についての適格性）

第11条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

- (2) 西部地区の共同漁業権に係る許可の条件の撤廃等

米子市地先海面の地びき網漁業について、平成30年に漁業権漁業（第三種共同漁業）から知事許可漁業に移行した際に、米子市漁協からの「これまでの慣行を重視し、西部地区のさより船びき網漁業、阿弥陀川以西の1そうびきいわし船びき網、きすこぎ刺網と美保湾地先で行われている漁業との操業トラブルを避けるため、これら漁業の操業にあたって漁業権者の同意は引き続き必要」との意見を尊重し、漁業権の漁場区域内での操業に漁業権者の同意を必要とする許可の条件について、「第三種共同漁業」を「共同漁業」として残していた。

令和2年の「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正の際に、より適切な取締りを実施するため共同漁業権区域内で操業する場合の許可条件の整理を行い、「共同漁業権の漁場区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、操業してはならない」等の内容を許可の条件としている漁業について、許可申請時に操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得ている場合は条件から除く改正が行われた。

これにより、共同漁業権区域内において操業を希望する者は、許可申請時に、あらかじめ、共同漁業権者からの同意書が必要となったが、これまで、1年毎に口頭での同意を得ていたことから、許可期間の5年間の書面の同意を得ることが困難な状況となり、許可事務に支障が生じていた。

このたび、改めて米子市漁協に書面での同意について相談したところ、当該同意自体不要との回答を得た。

については、西部地区の小型機船底びき網漁業（かいけた網）、機船船びき網漁業（さより船びき網、1そうびきいわし船びき網）、こぎ刺網漁業（きすこぎ刺網）に係る共同漁業権に係る許可の条件を撤廃する。それに伴い、「操業区域を共有する共同漁業権者の同意書」の提出を不要とする。

【令和6年3月4日 米子市漁業協同組合 武良組合長 確認】

- ・本来、第三種共同漁業と「小型機船底びき網漁業（かいけた網）、機船船びき網漁業（さより船びき網、1そうびきいわし船びき網）、こぎ刺網漁業（きすこぎ刺網）」とは対象資源が重複していたため、漁業権区域内での操業には漁業権者の同意を必要としていた。磯根資源を対象とする第一種共同漁業についてはこれら漁業と対象資源が競合するものでなく、同意する権限はない。
- ・操業時の漁船航行上の競合については、海上衝突予防法等により、ルールが決められており、そのルールに定めがあり、それに則り航行、操業がなされるもの。

(3) その他所要の改正

令和2年の「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正の際に削除した許可数の上限、操業区域や漁業時期等の制限措置、許可の条件の方針等について再掲。

県が許可等し、提出書類を求めなくても確認ができる提出書類の削除。

3 新旧对照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後										改正前									
第1～第5略 第6許可又は起業の認可の申請に必要な提出書類 1、2略					第1～第5略 第6許可又は起業の認可の申請に必要な提出書類 1、2略					第1～第5略 第6許可又は起業の認可の申請に必要な提出書類 1、2略					第1～第5略 第6許可又は起業の認可の申請に必要な提出書類 1、2略				
関係書類	申請事項	漁具の規模構造図	漁船建造許可指令書写し	廃業届	規則第11条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 (又は所属漁業協同組合長の証明)	定款及び登記簿謄本	船舶使用承諾書	代表者変更届	代表者選定届	共同経営説明書	許可申請 (新規)	許可申請 (継続)	許可申請 (代船)	許可申請 (承継)	起業の認可に 基づく許可申請	許可内容更 許可申請			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

許可証書換交付申請	△	△	△	△						△
許可証書再交付申請										
起業の認可申請	△	△	△	△	△	○		△	△	○
起業の認可変更許可申請	△	△	△	△	△				△	△
起業の認可期間延長許可申請								△		

第7、第8 略
(別表1) 略

(別表2)
1、2 略

3 小型機船底びき網

漁業種類	項目	内容
ア	略	
イ	かいけた網	制限措置略
	条件	【東部地区】 略 【西部地区（中海及び境水道を含む）】 (1) 略 (2) 略 (3) 略 【西部地区（中海及び境水道を除く）】 (1) 略 (2) 略
	(削除)	
	その他	略
	制限措置	略

許可証書換交付申請	△	△	△	△				○		△
許可証書再交付申請										
起業の認可申請	△	△	△	△	△			△	△	○
起業の認可変更許可申請	△	△	△	△	△			△	○	△
起業の認可期間延長許可申請								△	○	

第7、第8 略
(別表1) 略

(別表2)
1、2 略

3 小型機船底びき網

漁業種類	項目	内容
ア	略	
イ	かいけた網	制限措置略
	条件	【東部地区】 略 【西部地区（中海及び境水道を含む）】 (1) 略 (2) (操業区域を共有する共同漁業権者の同意がない場合) 共同漁業権の漁場区域内においては、操業してはならない。 (3) 略 (4) 略 【西部地区（中海及び境水道を除く）】 (1) 略 (2) (操業区域を共有する共同漁業権者の同意がない場合) 共同漁業権の漁場区域内においては、操業してはならない。 (3) 略
	その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
	その他	略
	制限措置	略

ウ 自家 用餌料び き網	条件	略
	その他	〔定義〕略 〔許可隻数〕1 漁業協同組合 (1 支所) 3 隻以内

4 略

5 機船船びき網

漁業種類	項目	内容
ア さよ り船びき 網	制限措置	略
	条件	【東部地区】 略 【西部地区】 (1)～(3)略 (4)略 (5)略
	(削除)	
	その他	略

イ 略

ウ 1そ うびきい わし船び き網	制限措置	略
	条件	(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略
	(削除)	
	その他	〔許可の有効期間〕3 年間 〔許可隻数〕5 隻以内

エ 略

6 こぎ刺網

漁業種類	項目	内容
ア きす こぎ刺網	制限措置	略
	条件	

ウ 自家 用餌料び き網	条件	略
	その他	〔定義〕略

4 略

5 機船船びき網

漁業種類	項目	内容
ア さよ り船びき 網	制限措置	略
	条件	【東部地区】 略 【西部地区】 (1)～(3)略 (4) (操業区域を共有する漁業 権者の同意がない場合で、5 ト ン以下船 (昭和 53 年以前から 5 トン超船で継続して許可を受 けているものを含む) の場合) 共同漁業権漁場の区域内にお いては、日没から日の出までの 間は操業してはならない。 (操業区域を共有する漁業権 者の同意がない場合で、5 トン 超 10 トン未満船 (昭和 53 年以 前から 5 トン超船で継続して 許可を受けているものを除く) の場合) 共同漁業権漁場の区域 内においては、操業してはなら ない。 (5) 略 (6) 略
	その他提 出書類	【西部地区】 操業区域を共有する共同漁業 権者の同意書
	その他	略

イ 略

ウ 1そ うびきい わし船び き網	制限措置	略
	条件	(1) 略 (2) (操業区域を共有する漁業 権者の同意がない場合) 共同漁 業権の漁場区域内においては、 操業してはならない。 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略
	その他提 出書類	操業区域を共有する共同漁業 権者の同意書
	その他	〔許可の有効期間〕3 年間

エ 略

6 こぎ刺網

漁業種類	項目	内容
ア きす こぎ刺網	制限措置	略
	条件	【操業区域を共有する共同漁 業権者の同意がない場合】 (1) 西伯郡阿弥陀川河口中央と 島根県地蔵崎とを結ぶ線以西 の海域における共同漁業権漁 場の区域内においては、最大高 潮時海岸線から 1,000 メートル 以内の海域は操業してはなら ない。 (2) 網目は 3 センチメートル以 上でなければならない。 (3) 西伯郡阿弥陀川河口中央か ら正北の線以西の海域におい ては、3 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間は操業してはなら ない。

		(1)網目は3センチメートル以上でなければならない。 (2)西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の海域においては、3月1日から4月30日までの期間は操業してはならない。
	(削除)	
イ 略		

7 略

8 しいらつけ

漁業種類	項目	内容
しいらつけ	制限措置	略
	条件	略
	その他	〔操業区域〕漁業協同組合（支所）ごとに設定

9 固定式刺網

漁業種類	項目	内容
ア、イ 略		
ウ 磯登刺網	制限措置	船のト数 略
	推進機の数	略
	操業区域	略
	漁業時期	略
	漁業者の資格	操業区域に係る第一種共同漁業権を管理する漁業協同組合（支所）長の同意を得た者
	条件	略
	その他提出書類	操業区域に係る第一種共同漁業権を管理する漁業協同組合（支所）長の同意書
	その他	〔操業区域〕当該漁業者の所属する漁業協同組合（支所）が管理する第一種共同漁業権漁場の区域

10 略

11 小型定置網

漁業種類	項目	内容
ア、イ 略		
ウ 小型定置網	制限措置	略
	条件	略
	その他	〔定義〕一定の場所に相当期間に渡って漁具を敷設するもので、漁具は垣網、囲網、身網等で構成されるものである。身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深27メートル以浅のものをいう。 〔漁業種類〕落網、ます網（つぼ網） 〔操業区域〕鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定

		【操業区域を共有する共同漁業権者の同意がある場合】 (1)網目は3センチメートル以上でなければならない。 (2)西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の海域においては、3月1日から4月30日までの期間は操業してはならない。
	その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
イ 略		

7 略

8 しいらつけ

漁業種類	項目	内容
しいらつけ	制限措置	略
	条件	略
	(新設)	

9 固定式刺網

漁業種類	項目	内容
ア、イ 略		
ウ 磯登刺網	制限措置	船のト数 略
	推進機の数	略
	操業区域	略
	漁業時期	略
	漁業者の資格	操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者
	条件	略
	その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
	(新設)	

10 略

11 小型定置網

漁業種類	項目	内容
ア、イ 略		
ウ 小型定置網	制限措置	略
	条件	略
	その他	〔定義〕一定の場所に相当期間に渡って漁具を敷設するもので、漁具は垣網、囲網、身網等で構成されるものである。身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深27メートル以浅のものをいう。 〔漁業種類〕落網、ます網（つぼ網） 〔起業の認可の期間〕10か月間

		〔許可数〕原則、1漁業協同組合（1支所）に1統（漁業調整上、資源保護上支障のない場所であって、連接して敷設され、かつ、各漁具が共同漁業権の漁場内にある2統（親子網）については、この限りでない。）
--	--	---

12 略

13 地びき網

漁業種類	項目	内容
地びき網	制限措置	略
	条件	略
	その他提出書類	略
	その他	【北栄町地先以外】 〔操業区域〕許可を受ける者ごとに操業区域を設定 【北栄町地先】 〔許可の最高限度〕4件 〔船舶の安全航行を確保するための措置〕略 【夜見町地先及び大篠津町地先】 略

14 略

15 潜水器

漁業種類	項目	内容
潜水器	制限措置	略
	条件	略
	その他提出書類	操業区域に係る第一種共同漁業権を管理する漁業協同組合（支所）長の同意書
	その他	〔定義〕潜水器（「潜水器」とは、人力のみの限度を超えて、積極的に潜水時間を長くしたり、潜水深度を深める等のため、空気又は酸素等を補給する器具（ポンプ、ボンベ等）を具備したものをいう。）を使用して行う漁業をいう。 〔操業区域〕地先海面（ただし、隣接する漁業協同組合（支所）の地先海面において、その同意を得たときはこの限りでない。） 〔漁業時期〕当該漁業者の所属する漁業協同組合（支所）ごとに別に定める期間（ただし、漁獲物の種類がかきの場合、5月31日から8月31日までとする。） 〔条件〕 【漁獲物の種類がかきのみ】 (1) かき以外は採捕してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【漁獲物の種類がかき以外を含む】 (1) かきの採捕は、5月31日から8月31日までとする。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 〔許可数〕漁業協同組合（支所）が営む場合を除き、1漁業協同組合（1支所）当たり6名以内 〔許可の有効期間〕1年間

16、17 略

--	--	--

12 略

13 地びき網

漁業種類	項目	内容
地びき網	制限措置	略
	条件	略
	その他提出書類	略
	その他	【北栄町地先】 〔船舶の安全航行を確保するための措置〕略 【夜見町地先及び大篠津町地先】 略

14 略

15 潜水器

漁業種類	項目	内容
潜水器	制限措置	略
	条件	略
	その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
	その他	〔定義〕潜水器（「潜水器」とは、人力のみの限度を超えて、積極的に潜水時間を長くしたり、潜水深度を深める等のため、空気又は酸素等を補給する器具（ポンプ、ボンベ等）を具備したものをいう。）を使用して行う漁業をいう。 〔許可の有効期間〕1年間

16、17 略

附 則

この改正は、令和6年3月 日から適用する。